

公開用

令和5年11月定例会

## 春日部市教育委員会会議録

令和5年11月21日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和5年11月21日	火曜日
II	場 所	春日部市教育センター	2階 視聴覚ホール
III	開 会	15時00分	
IV	閉 会	15時28分	

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	水沼 章文
教育委員	金森 良泰
教育委員	岡田 新司
教育委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当部長	大野 明彦
学校教育部次長兼教育総務課長	成塚 淳一
学校教育部参事兼教育施設課長	寺林 敬峰
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	佐山 宏樹
市民文化会館長	石塚 晴美
学務課長	澁谷 富雄
学校給食課長	柴山 伸之
教職員担当課長	瀬高 武夫
教育相談センター所長	山本 智英

【社会教育部】

社会教育部次長兼社会教育課長	佐藤 篤実
社会教育部参事(兼)社会教育課 生涯学習推進担当課長(兼)視聴覚センター所長	野口 美明
社会教育部参事(兼)中央公民館長	矢野 仁史
文化財課長	中野 達也
郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男
スポーツ施設担当課長	福嶋 伸五
中央公民館事業担当課長	川辺 孝

VII 書記

教育総務課 総務担当主幹	林 亮平
教育総務課 総務担当主査	伊藤 知子

VIII 署名委員の指名  
金森委員

IX 会議に附した議案

議案第49号 財産の取得の申出について

議案第50号 春日部市視聴覚センター条例の一部改正について

議案第51号 春日部市地区センター条例の制定について

議案第52号 令和5年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について

## X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから11月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[ 「ございません」と言う人あり ]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[ 「結構です」と言う人あり ]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。

それでは、議事に入ります。はじめに、議案第49号 財産の取得の申出について を議題としますが、議案第49号から52号までについては、12月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、春日部市教育委員会 会議規則第18条の規定により、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[ 「異議ありません」と言う人あり ]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第49号について、説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学校給食課長

議案第49号 財産の取得の申出について、提案理由及びその主な内容について御説明申し上げます。議案書1ページを御覧ください。

提案理由でございますが、春日部市学校給食センターに設置する調理機器を取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、春日部市長あて申出したく提案するものです。

続きまして、別綴りになっております「議案第49号財産の取得の申出について〈別冊〉」の1ページを御覧ください。

契約内容でございますが、学校給食センター調理機器の取得予定金額は、消費税及び地

方消費税の額を含め、3億1,240万円でございます。取得の方法につきましては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき制限付一般競争入札を執行したところです。契約の相手方は、春日部市西宝珠花24番地2 伊藤電気株式会社 代表取締役伊藤正一 でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。今回取得を予定している物品は、炊飯システム一式、昇降式消毒保管庫11台等でございます。現在、春日部市学校給食センターで使用している調理機器は、設置から約23年が経過したことから、買い替えを行うものでございます。

以上、御審議の程よろしくをお願いいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。ここ数年間において、本施設を教育委員が視察した経過はありますか。

柴山学校給食課長

新型コロナウイルスの影響などもあり、ここ数年、視察の実績はございません。

鎌田教育長

そうすると、教育委員さんにとって、字面だけでは判断しにくい部分もあるので、写真等の資料も用意していただければと思います。また、施設の視察ができるよう検討してください。

柴山学校給食課長

検討します。

岡田委員

既存の古い設備はどのように対応するのでしょうか。

柴山学校給食課長

既存設備についても廃棄する形で本契約に含まれております。売り払いも検討しましたが、整備後23年を経過している設備であり、著しく老朽化していることから、売り払いの対象とはなりませんでした。

鎌田教育長

他に御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第49号 財産の取得の申出について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第49号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第50号 春日部市視聴覚センター条例の一部改正について を議題とし、説明を求めます。

野口課長、お願いします。

野口社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長

議案第50号 春日部市視聴覚センター条例の一部改正について、提案理由及びその主な内容につきまして説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。はじめに、提案理由でございますが、春日部市視聴覚センター施設の活用を図るため、利用時間の規定等を改正したく、提案するものでございます。

次に、条例の主な改正内容について説明申し上げます。別冊の議案第50号 春日部市視聴覚センター条例の一部改正についての1ページを御覧ください。

第8条の利用時間でございますが、所長が必要と認めたときの延長時間について、改正前の午後9時までを、改正後では、午後10時までとすることができるものがございます。次に、第12条で定めている使用料の別表につきまして、改正後の表中、利用区分の欄に夜間を追加し、それぞれの施設の使用料を定め、全日の使用料を改めるものがございます。

続きまして、2ページを御覧ください。備考についてでございますが、第1項では、夜間の時間を午後5時30分から午後10時まで。全日の時間を、教材作成室1を除き、午前9時から午後10時までとするものがございます。第2項では、午前と午後、午後と夜間を継続して使用する場合の使用料の額について定めるものがございます。

最後に、附則第1項につきましては、この条例の施行期日を、令和6年4月1日からとするものがございます。

また、附則第2項につきましては、改正後の別表に規定する、夜間又は全日における施設の利用に係る申請、その他の準備行為は、この条例の施行の日より前から、行うことができることとするものがございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。公民館等他の公共施設と使用時間、使用料は整合が取れているのでしょうか。

野口社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長

今回の条例改正により、使用時間を10時までとしているのは、公民館と整合を図ったものでございます。また、使用料につきましては、従来の使用料を時間で割り返し、長くなった時間を乗じて得た額により算定しています。

これらのとおり、公民館と整合を図りながら、条例改正を行ったところでございます。

鎌田教育長

分かりました。他に御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第50号 春日部市視聴覚センター条例の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第50号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第51号 春日部市地区センター条例の制定について を議題とし、説明を求めます。川辺課長、お願いします。

川辺中央公民館事業担当課長

議案第51号 春日部市地区センター条例の制定について、提案説明及びその主な内容について説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。はじめに、提案理由でございますが、春日部市地区センターを設置することに伴い、条例を制定したく提案するものでございます。

次に、条例の主な内容ですが、教育委員会が所管する部分について、説明いたします。《別冊》3ページを御覧ください。

附則第4項 春日部市総合センター条例の一部改正ですが、春日部市総合センターとは、複合施設の総称のことで、武里地区公民館を例に申し上げますと、武里地区公民館と高齢者福祉センター寿楽荘の複合施設として、春日部市武里市民センターが設置されているものでございます。

改正内容につきましては、4ページを御覧ください。第2条では、市民センターの名称及び位置の規定を設け、第3条では、市民センターに公民館及び地区センターの施設を置くことを規定するものでございます。

具体的には、内牧地区公民館を例に取りますと、地区センターの設置に伴い、春日部市内牧地区公民館と、春日部市内牧地区センターの複合施設として、総称として春日部市内牧市民センターとなります。他の地区も同様になるものです。

次に、附則第6項 春日部市公民館条例の一部改正ですが、改正内容につきましては、6ページを御覧ください。春日部市春日部コミュニティセンターの4諸室を粕壁南公民館の諸室へ用途を変更し、春日部市庄和コミュニティセンターの10諸室を、庄和地区公民館の諸室へ用途を変更することから、条例の附則において一部を改正するものでございます。

なお、施行期日は、令和6年4月1日でございます。

説明については、以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。地区センターの所管は市民生活部となりますが、この条例を定例教育委員会で審議するのは、附則の部分だという理解でよろしいでしょうか。

川辺中央公民館事業担当課長

教育長がおっしゃったとおり、地区センター条例の所管は市民生活部市民参加推進課となります。社会教育部としては、附則の部分の審議をお願いするものでございます。

鎌田教育長

他に御質問はありませんか。

[ 「ございません」と言う人あり ]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第51号 春日部市地区センター条例の制定について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第51号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第52号 令和5年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について を議題とし、説明を求めます。

成塚次長、お願いします。

成塚学校教育部長（兼）教育総務課長

議案第52号、令和5年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。議案書4ページを御覧ください。

提案理由でございますが、12月定例市議会に提案する令和5年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましては、別冊の「令和5年度春日部市一般会計（教育



費)補正予算書及び事業別概要書(第6号)」に基づき、説明申し上げます。

それでは、1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、こちらは総括表でございます。歳入につきましては、教育委員会の該当はございません。市長部局の分を参考に提示させていただいております。後程御覧ください。

続いて2ページを御覧ください。10款、教育費、補正前の額、88億2,573万9千円に、2,467万3千円を増額し、補正後の額を88億5,041万2千円とするものでございます。

続いて3ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。表のとおり、教育センター消防設備保守管理業務委託をはじめ、48件について、追加で設定するものでございます。

次に、歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。7ページを御覧ください。最上段、給食センター運営事業、500万9千円の増につきましては、燃料費が増となるため補正するものでございます。

2段目、視聴覚センター運営事業、9万1千円の増につきましては、音響機器の整備を行うため、補正するものでございます。

3段目、郷土資料館運営事業、133万円の増につきましては、教育センター内の空きスペースで展示を行うため、補正するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

岡田委員

別冊3ページに藤塚小、江戸川小中学校の水泳指導委託の債務負担行為補正がありますが、児童一人当たりの単価はどの程度になるのでしょうか。先日、視察に行った神栖市のような取組を推進するための材料となると思います。

成塚学校教育部長(兼)教育総務課長

ここに記載されている額が、3年間での上限額となりますが、児童一人当たりの単価といった詳しい数値は手元にご覧できませんので、後ほどお示しさせていただきます。

鎌田教育長

補正予算とは直接関係がなく、過去にプールの方針で説明した経過があるかもしれませんが、改めて方針等について説明する場を設けた方がよいかもしれません。

篠原学校教育部長

詳しい数値は手元にご覧できませんが、昨年度策定した方針において、全校を民間委託した場合、各校で現状と同じ学校プールを改築した場合、神栖市のように温水プールを整備し、それを各学校で共同利用した場合とで、コストを試算した経過がございまして、神栖市のような取組が最もコストが低かったという結果を得ております。

このため、方針に定めたとおり、将来的には、神栖市のような取組に舵を切っていくことを考えておりますが、短期的には民間スイミングクラブに委託しているところでござい

ます。

水沼教育長職務代理者

私からは2点ございます。1点目は、別冊3ページ上から2段目、教育センター再整備基本計画・実施設計業務委託について、かなり高額な限度額が設定されておりますが、どのような業務を実施する予定なのでしょうか。

2点目は、3段目以降、文化会館保守管理の業務委託が列記されておりますが、なぜこのように細分して業務委託を行うのでしょうか。一括とはしないのでしょうか。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

まず、教育センター再整備基本計画・実施設計業務委託についてでございますが、本業務委託は、施設の方向性を定める基本計画の策定と、施設改修を行うための実施設計という、大きく2つの業務を行うものとなります。

基本計画については、既存の教育センター（視聴覚センター、郷土資料館、教育相談センター）の機能を、市民ニーズの観点から見直し、市民の利便性向上や地域活性化につながる「新たな公共施設」の再整備に向けた計画とする予定です。

また、老朽化した施設・設備を改修するだけでなく、高効率機器の導入、LED化などにより、環境負荷の軽減を目指すとともに、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインの施設とするほか、安心安全面に配慮した計画としていく予定です。

実施設計については、再整備基本計画での検討結果を踏まえたうえで、リノベーション工事の実施に向けた実施設計を行うものでございます。

次に、文化会館保守管理の業務委託についてでございますが、適切な業務単位で分担した結果、現状のとおりとなっているものでございます。

鎌田教育長

文化会館保守管理の業務委託については、対応する業者が電気や空調、消防設備と異なることから、一括ではなく個々に業務委託を実施しているという理解なのではないでしょうか。

他に御質問はありませんか。

[ 「ございません」と言う人あり ]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第52号 令和5年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第52号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了します。

なお、本日、報告事項はございません。  
それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

篠原学校教育部長

12月定例会につきましては、12月22日、金曜日、午後1時30分から、本会場、  
教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。  
以上でございます。

鎌田教育長

以上で、11月定例教育委員会を閉会いたします。